
第8章

建設・都市整備

1. 道路及び橋りょう	175
2. 都市計画	180
3. 都市整備	188
4. 河川・排水路	191
5. 雨水流出抑制対策	192
6. 住宅	193
7. 交通安全対策	195



第8章 建設・都市整備

1. 道路及び橋りょう

交通量の増大や車両の大型化により都市計画街路の築造改良、生活周辺の道路整備として歩道設置などを行っている。また、道路の維持管理については、巡回パトロールや市民からの通報により、機動修理班の出動や業者委託により迅速に対応している。

(1) 道路・橋りょうの現況

○ 道路

表8-1

(令和4年4月1日現在)

区 分		実延長 (m)	舗装済み延長 (m)	舗装率 (%)	道路面積 (㎡)
計		667,046	571,989	86	4,574,955
国 道		14,996	14,996	100	370,487
府 道	京都府管理分	43,756	43,756	100	473,103
	京都市管理分	5,821	4,422	76	29,098
市 道		602,473	508,815	84	3,702,267

注:1 国道については24号と1号(京滋バイパス)の合計数値。市道については、道路台帳整備後の数値。

$$2 \text{ 舗装率} = \frac{\text{舗装済み延長}}{\text{実延長}} \times 100$$

3 道路面積は、道路敷面積。

資料：国土交通省京都国道事務所、西日本高速道路株式会社京都高速道路事務所、京都府山城北土木事務所、京都市道路明示課、建設総務課

○ 橋りょう

表8-2

(令和4年4月1日現在)

区 分	橋 数	橋 長 (m)
永 久 橋	289	3,049
木 橋	2	58
計	291	3,107

(2) 道路整備事業の主な取組み状況

○ JR六地蔵駅前広場整備事業

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に併せて行うJR六地蔵駅の改良に伴い駅前広場の再整備に取り組んでおり、令和4年度は、JR六地蔵駅の供用開始に併せて、駅前広場の一部を整備した。

○ 宇治五ヶ庄線道路整備事業

菟道地域では、宇治国道踏切及び踏切前後道路の拡幅改良が平成 29 年度に完成した。令和 4 年度は宇治国道踏切から三室戸駅までの道路拡幅区間の用地取得に取り組んだ。また、黄檗地域では、京都大学職員宿舍前の歩道拡幅用地の取得が完了した。

○ 菟道志津川線道路整備事業

市道菟道志津川線では、菟道谷下り及び菟道門前の 2 工区において、幅員が狭小な区間の道路拡幅整備に取り組んでおり、菟道谷下り工区では、JR 奈良線の高速化・複線化第二期事業に併せて行う大鳳寺踏切拡幅工事と踏切東側の拡幅工事が完成した。また、門前工区では、一部区間の道路拡幅工事が完成した。

(3) 道路・橋梁等の維持修繕

安全で快適な道路等の維持管理の一環として、道路側溝等の改修・舗装補修及び区画線・防護柵の補修並びに街路樹の剪定等の取り組みにより、市民が一層快適に暮らせるよう整備に努めている。

また、緊急業務の対応として、機動修理班による直営の補修及び業者との契約による単価契約工事や小修繕工事により、事故・災害の未然防止に努めている。

○ 機動修理班事業実績（令和 4 年度）

- ・ 年間処理件数

表 8-3

(単位：回)

区 分	計	市民要望	市独自によるもの
道 路 保 全	483	169	314
道 路 側 溝	278	191	87
浚 渫	70	28	42
防 災	76	40	36
橋 梁	5	1	4
交 通 安 全	103	57	46
溶 接 関 係	33	14	19
防 護 柵	47	32	15
不 法 投 棄	39	7	32
そ の 他	403	50	353
計	1,537	589	948

- ・ 夜間及び休日における緊急出動回数 14 回

○ 道路インフラ長寿命化事業

道路インフラについて、個別施設計画（宇治市橋梁長寿命化計画等）に基づき、予防保全的な維持管理の視野に立った修繕事業に取り組んでいる。

(4) 街灯の設置と管理

歩行者等への夜道の安全及び防犯対策として、自治会等からの設置申請に基づき街灯を設置している。

街灯の管理については、機動修理班による定期的な点検と市民からの球切れ・故障等の通報に基づき、年間契約している業者が早期に修繕を行っており、市民の安全対策に努めている。

また、平成 27 年度から令和 3 年度にかけて、市内の街灯（蛍光灯）や道路照明灯等を特殊な器具を除き、省電力な LED 灯に交換が完了した。今後も引き続き、温室効果ガスの排出量削減に努めていく。

○ 市街灯設置

表 8-4

蛍光灯	水銀灯	ナトリウム灯	LED 灯	計	令和 4 年度 電気料金	契約口数
92 灯	1 灯	76 灯	17,697 灯	17,866 灯	35,714,250 円	16,526 口

(5) 道路占用

市道は、一般交通の用に供するものであるが、道路管理上支障がない範囲において、道路管理者（市の場合は市長）は占用を許可することができる（道路法第 32 条）とされている。本市も道路占用料条例を定め、道路の占用を認めている。

表 8-5

占用先	目的	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
関西電力 送配電(株)	地下電らん 電 柱	57,888m 16,899 本 (1,316 本)	57,894m 16,958 本 (1,349 本)	58,040m 16,960 本 (1,346 本)	60,100m 17,044 本 (1,346 本)	62,114m 15,697 本 (1,352 本)
	大阪ガス(株)	ガ ス 管	425,860m	427,237m	428,419m	430,192m
西日本電信電話 (株)	地下電らん 電 話 柱	384,994m 13,015 本 (9,282 本)	385,073m 13,065 本 (9,295 本)	394,459m 13,129 本 (9,344 本)	394,367m 13,142 本 (9,370 本)	394,370m 13,120 本 (9,368 本)
	公衆電話	18 カ所	18 カ所	18 カ所	15 カ所	15 カ所

() 内数字は、内二次占用柱の本数を示す。

(6) 市道の認定

地域の生活に密接に関わる道路を市道として認定していくにあたり市道認定基準を定めている。

宇治市市道認定基準等に関する要綱（昭和 45 年制定 平成 30 年一部改正）

○ 認定基準

- ・ 道路の幅員が 4m 以上のもの
- ・ 不特定多数の利用者の道路であること
- ・ 道路の敷地が市の所有となるもの
- ・ 道路の起終点が国府市道に接続するか、若しくは国府市道と国府市道に連絡する交差点に接続するか又は国府市道から公共施設に通じる道路であること

○ 認定の状況

表8-6

年 度	本 数	距 離 (m)
平成 30 年 度	13	917.6
令和 元 年 度	12	1,432.7
令和 2 年 度	8	517.4
令和 3 年 度	11	1,263.7
令和 4 年 度	10	686.9

(7) 私道整備事業補助金交付制度

宇治市では、生活環境の整備を図るため、私道の舗装や側溝整備等の工事を行う町内会等に対して、工事費の 80%（ただし、横断側溝工事は工事費の 90%）に相当する額を補助金として交付している。

○ 補助基準

- ・ 不特定多数の者の用に供しているもの
- ・ 幅員が 2.5m 以上のもの（ただし、袋路状道路にあつては、建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号または第 5 号に該当するもの）
- ・ 街きよ、側溝、暗きよ及び雨水ます等の排水設備のあるもの
- ・ 建設完了後 3 年以上経過しているもの
- ・ 町内会又は自治会等の申請で、申請期間は毎年 4 月 1 日から 12 月末日まで

○ 交付実績

表8-7

年 度	補助額 (円)	工 事 内 容		
平成 30 年度	10,967,000	舗装補修	面積	252.0 m ²
		排水設備	延長	140.2 m
令和元年度	11,841,000	舗装新設	面積	390.0 m ²
		舗装補修	面積	99.0 m ²
		排水設備	延長	109.0 m
令和 2 年度	11,970,000	排水設備	延長	134.1 m
令和 3 年度	11,984,000	舗装補修	面積	242.4 m ²
		排水設備	延長	127.4 m
令和 4 年度	11,851,000	舗装補修	面積	320.0 m ²
		排水設備	延長	103.4 m

(8) 道路保険

道路管理の不備が原因で事故がおき、道路管理者がその損害賠償をしなければならない場合に備え、昭和 49 年 8 月より損害賠償保険を付保している。

- 対 象 道 路 市道認定路線全部及び農道・林道・その他(通学路、法定外道路) 712km
- て ん 補 対 象 市道上の管理瑕疵または道路の不備による事故(工事中の事故を除く)
- 保 険 料 871,750 円(1年間)(令和 4 年 4 月)
- 賠 償 限 度 額
 - ・対人 1 人 100,000 千円
 - 1 事故 1,000,000 千円
 - ・対物 1 事故 20,000 千円

表8-8

年 度	事故件数 (件)	賠償金額 (千円)
平成 30 年度	4	932
令和 元 年 度	2	203
令和 2 年 度	2	386
令和 3 年 度	1	31
令和 4 年 度	2	164

(9) 道路台帳の整備

道路台帳は、図面と調書からなり、道路を行政財産として管理し、あるいはその機能を維持管理する上で、欠くことのできない種々の資料を網羅したものである。

昭和 61 年に道路台帳整備、昭和 62 年に占用物件位置図の整備が全市域完了した。

引き続き、新規認定や廃止、拡幅、改良等による道路の変化状況及び占用物件の変化状況を経年補正している。

2. 都市計画

(1) 都市計画区域

宇治都市計画（宇治市、城陽市、久御山町、井手町）は、昭和10年1月11日に区域決定され、新都市計画法の施行（昭和44年6月14日）により市街化区域及び市街化調整区域（いわゆる線引き）が昭和46年12月28日に指定された。

表8-9 (令和5年3月31日現在)

都市計画区域（宇治市域）	約 4,654 ha	市街化区域	約 2,220 ha
		市街化調整区域	約 2,434 ha

(2) 用途地域

宇治市においては、昭和42年9月4日に住居、商業、準工業及び工業地域の4用途地域と住居専用地区が指定されていたが、新都市計画法の施行と建築基準法の一部改正に伴い7種類の用途地域が昭和48年12月25日から指定された。

また、都市計画法及び建築基準法の改正により住居系が細分化され、平成8年5月24日から11種類の用途地域が指定されている。

表8-10 (令和5年3月31日現在)

地 域	面 積 (ha)
第一種低層住居専用地域	約 641
第二種低層住居専用地域	約 2
第一種中高層住居専用地域	約 142
第二種中高層住居専用地域	約 22
第一種住居地域	約 817
第二種住居地域	約 50
準住居地域	約 37
近隣商業地域	約 46
商業地域	約 17
準工業地域	約 313
工業地域	約 133

(3) 高度地区

昭和45年の建築基準法の改正により、旧用途地域における一律の高さ制限が抜本的に改められたため、昭和48年の新用途地域の指定に伴い、生活環境を保護し、日照・採光・通風等を確保するとともに、防災上からもよりよい居住環境を維持するため、工業地域と商業地域を除く用途地域に、建物の高さの最高限度を定める高度地区を昭和49年3月15日に指定した。また、良好な景観形成を進めるため、平成18年1月30日から商業地域の一部にも、高度地区を指定している。

区 分	面積 (ha)	備 考
第一種高度地区	約 643	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
第二種高度地区	約 164	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
第三種高度地区	約 895	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
15m 第三種高度地区	約 9.2	第一種住居地域
第四種高度地区	約 356	近隣商業地域、準工業地域
15m 第四種高度地区	約 2.8	近隣商業地域
第五種高度地区	約 11	商業地域

(4) 防火地域・準防火地域

昭和48年に定められた用途地域の指定に伴い、安心して住めるまちづくりを進めるため、昭和50年12月15日から防火地域及び準防火地域を指定している。

○ 防火地域	約 17 ha	………	商業地域	
○ 準防火地域	約 1,427 ha	………	第一種中高層住居専用地域	約 142 ha
			第二種中高層住居専用地域	約 22 ha
			第一種住居地域	約 817 ha
			第二種住居地域	約 50 ha
			準住居地域	約 37 ha
			近隣商業地域	約 46 ha
			準工業地域	約 313 ha

(5) 風致の維持

都市計画法に基づき定められた地域地区のひとつである風致地区が、平成27年4月1日より京都府から本市に、風致地区条例による許可事務が移譲されたことから、良好な自然的景観の保全や史跡、神社仏閣等を含む歴史的な町並みの景観保全など風致の維持に取り組んでいる。

○ 黄檗風致地区	23.3 ha
○ 三室戸風致地区	188.3 ha
○ 宇治風致地区	602.9 ha
○ 宇治特別風致地区	156.0 ha

(6) 地区計画

用途地域等による建築制限は、秩序あるまちづくりを行うため都市全体の視点から見た大枠ルールであり、だれもが最低限守らなければならないものであるが、地区の街並みや特性に応じた細やかなまちづくりを行う場合にはこれらの制度だけでは限界がある。

そこで、地域にあったきめ細やかなまちづくりを行う方法として地区計画制度があり、現在 10 地区が都市計画決定されている。

表8-12

(令和5年3月31日現在)

都市計画決定年月日	地区計画の名称
平成 4 年 5 月 29 日	吹前地区地区計画
平成 8 年 5 月 24 日	尖山地区地区計画
平成 8 年 5 月 24 日	J R 六地蔵駅北周辺地区地区計画
平成 8 年 5 月 24 日	平尾台地区地区計画
平成 15 年 8 月 29 日	大久保地区地区計画
平成 17 年 2 月 4 日	里尻地区地区計画
平成 17 年 2 月 4 日	大開地区地区計画
平成 20 年 3 月 14 日	折居地区地区計画
平成 24 年 12 月 14 日	石橋地区地区計画
令和 3 年 12 月 10 日	東隼上り地区地区計画

(7) 都市計画道路

都市計画道路は、交通の用に供するばかりでなく、緊急時の避難路ともなり、さらに電気・ガス・上下水道・通信など供給施設の設置場所として、都市機能の基盤をささえている。現在、市内の主要な都市計画道路の整備を実施している。

○ 都市計画道路の進捗状況

表8-13

(令和4年3月31日現在)

	街路幅員 (m)	総延長 (m)	整備済	
			延長 (m)	率 (%)
宇 治 淀 線	15・16・18・20	約4,030	約1,990	49
宇 治 槇 島 線	16	約1,770	約1,770	100
京 都 宇 治 線	16・25	約4,790	約1,970	41
そ の 他 26 路 線		約37,860	約24,700	65
計 (29路線)		約48,450	約30,430	63

※主要な路線

(8) まちづくり活動支援

市民一人ひとりが、その財産である恵まれた環境を生かし、それとの調和を図りながら、誰もが住みたい、住んでよかったと思うことのできるまちのあり方を考え、まちづくりに主体的に関わることができる仕組みとして、平成 20 年 3 月に「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」を制定した。

これまで、地域の目指すまちづくりについて地域にお住まいの方々が中心となり、計画づくり等を進めて行く団体を支援しており、現在、8つの地区まちづくり協議会が認定されている。

また、まちづくりへの市民参加を推し進めるため、条例等の周知を目的とした地域セミナーや地域のまちづくりの担い手となる人材育成を目的としたまちづくり塾の開催などの取り組みを行っており、現在は、まちづくりに関心のある方々を対象にまちづくりの意見交換の場として、“うじ井戸端会議”を開催するなど支援に努めている。

地区まちづくり協議会認定後は、まちづくり専門家派遣や活動費助成などのまちづくり活動支援を行っている。

また、地区まちづくり協議会が地区の目的とするまちづくりを実現するために独自に定めることができる地区まちづくり計画は、現在 3 計画が策定されている。

地区まちづくり協議会一覧

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

認定年月日	地区まちづくり協議会の名称
平成 20 年 6 月 26 日	白川区まちづくり協議会
平成 20 年 12 月 8 日	南陵町地区まちづくり協議会
平成 21 年 8 月 14 日	南御蔵山地区まちづくり協議会
平成 21 年 9 月 25 日	宇治市北の玄関街づくり協議会
平成 22 年 2 月 8 日	志津川地区まちづくり協議会
平成 22 年 6 月 11 日	明星町地区まちづくり協議会
平成 28 年 12 月 26 日	平等院表参道まちづくり協議会
平成 29 年 9 月 20 日	炭山地区まちづくり協議会

地区まちづくり計画一覧

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

認定年月日	地区まちづくり計画の名称
平成 23 年 10 月 14 日	南陵町地区まちづくり計画
平成 28 年 8 月 26 日	白川区地区まちづくり計画
令和 2 年 11 月 13 日	南御蔵山地区まちづくり計画

(9) みどりの基本計画

「みどりのオープンスペース」は良好な環境の維持・形成に重要な役割を果たしているほか、都市の安全性の確保、うるおいのある都市景観の形成、レクリエーションの場を提供するとともに、災害時における避難場所等さまざまな役割を担っており、市民生活にうるおいと安らぎを与え、安全で快適な都市環境を形成する上で欠くことができない。

本市は、市域の7割以上が緑で占められており、市全体では緑が豊かに残っているが、そのほとんどは東部の山麓丘陵地にある。このため、市街地の緑化が特に重要となっている。

市民が「みどり」とうるおいのある環境を実感でき、うるおいと安らぎのある生活空間があるまちづくりを推進するためには、長期的展望に立った計画的な取り組みの中で、現在残されている貴重な緑をできる限り保全しながら市街地の緑を創造していく必要がある。

そのため、平成5年3月「宇治市緑化推進計画・緑化基本計画」を策定し、これをもとに緑化の推進・啓発を行ってきた。

平成6年には、都市緑地保全法の改正により「緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画『みどりの基本計画』制度」が創設され、市ごとに計画を策定することになり、宇治市においても平成13年3月に計画策定を行った。

宇治市における「みどりの基本計画」は、宇治市の実情を十分に勘案して、創意工夫を生かし、緑とオープンスペースの確保・創出に関する施策を総合的に展開・推進するための指針である。

現在、緑化施策として公共施設への植栽、緑化ボランティアの育成及び活動支援などを実施しているが、みどりの保全・緑化を推進するためには、これら緑化施策を市民との協働及び役割を分担することで、より効果的に進めていくことができる。そのため、緑化活動への市民協働及び市民参画につながる事業を継続して実施し、花と緑あふれる地域環境の創出に努めていく必要がある。

(10) 宇治市名木百選

宇治市名木百選は、市内各地域に現存している貴重な古木・巨木などの「緑の歴史的遺産」を永く保全育成し、市民の緑の文化財にするとともに、「みどり思想」のシンボルとする目的で、昭和55～57年度に102件が選定された。しかし選定後、気象災害などにより枯死したもの等もあり平成9年度に宇治市名木百選第2次選定委員会を設置し、26件を追加選定し、106件となった。（その後、倒木、枯死により、現在は83件）

市街化区域内の環境・景観資源として貢献している名木百選は、その保全のために所有・管理者から相談を受けた場合、その名木について専門家が現地で診断及び治療方法の指導等を行う「宇治市名木百選アドバイザー派遣事業」と、その指導に基づいて名木保全事業を所有・管理者が実施する場合に、市が一定額の事業費補助を行う「宇治市名木百選保全事業」を平成4年度から実施している。

(11) 緑化啓発

「一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」をまちづくりの理念として、みどりの基本計画に基づく、各施策を推進するためには、市民一人ひとりの緑化意識のより一層の高揚を図り、市民、行政、事業者などが一体となった緑化運動を展開していく必要がある。

こうしたことから、公益財団法人宇治市公園公社と連携し、春は、4月及び5月の「みどりの月間」に『花と緑のキャンペーン』を、秋は、10月の都市緑化月間に緑化啓発を目的とした『宇治市緑化ボランティア「みどりの会」秋展』を行い、緑化運動の定着を目指している。

また、市内各地域の喜老会や町内会等の協力を得て「まちかどふれあい花壇推進事業」を実施しているとともに、平成17年度からは、「みどりのボランティア推進事業」を実施し、「緑のボランティア養成講座」修了生が学んだ知識や技術を生かした花壇管理、苗作り等の緑化ボランティア活動を支援している。

平成18年度以降、新たに西宇治公園及び黄檗公園に花壇を設置、管理を行っているほか市役所平和の像前花壇の管理も行い、地域住民や公園利用者に憩いの場を提供している。

概ね3~4年の周期でボランティア養成講座を開催し、修了生が新たに緑化ボランティアに参加するとともに、各種イベントへの出店や展示会での作品披露など、積極的に緑化啓発に努めている。

(12) 都市公園・都市緑化

宇治市では、みどりとうるおいのあるまちづくりを目指し、良好な環境の形成、地域コミュニティの形成等公園の役割の多様化に対応し、都市公園及び都市緑地を市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として確保するとともに、災害時における避難場所等さまざまな用途に応じたオープンスペースとして広く市民が利用できるよう整備している。

○ 地区公園

表8-14

(令和5年3月31日現在供用実績)

	開設年月日	面積 (㎡)	施設概要
黄 檗 公 園	S40. 8. 1	68,957	体育館・テニスコート・プール 駐車場・野球場・弓道場 運動場・ジョギングコース・園路及び広場等
西 宇 治 公 園	S48. 8. 1	38,668	体育館・テニスコート・プール 駐車場・多目的広場・多目的コート 園路及び広場等
東 山 公 園	S59.10.28	32,427	テニスコート

○ 近隣公園

表 8-15

	開設年月日	面積 (㎡)	施設概要
菟道公園	S62. 8. 28	9,270	運動広場・芝生広場

○ 総合公園

表 8-16

	開設年月日	面積 (㎡)	施設概要
宇治市植物公園	H 8. 10. 26	101,351	フラワーブリッジ・緑の館・温室・花の広場 レストラン等

○ 特殊公園

表 8-17

	開設年月日	面積 (㎡)	施設概要
大吉山風致公園	H 9. 3. 31	40,014	展望台・休憩所
二子塚古墳公園	H 8. 4. 12	7,064	玄室跡、ふれあい広場・芝生広場・休憩所

○ 街区公園 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

1,000 ㎡以上	48 カ所	95,650 ㎡
500~999 ㎡	55 カ所	37,043 ㎡
500 ㎡未満	48 カ所	18,184 ㎡

都市緑地 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

23 カ所	45,491 ㎡
-------	----------

緑道

木幡緑道	3,703 ㎡
------	---------

○ 緑地協定実施要綱—平成 19 年 3 月改正

この要綱は、都市緑地法に基づき、本市の都市計画区域内における私的空間の緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図るための緑地協定についての必要な事項を定めており、昭和 51 年 10 月 15 日から施行されている。

(協定の締結を促進すべき区域)

- ・ 都市計画法に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、風致地区、同法の規定により許可を受けて行う宅地開発区域内。

協定の締結状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在) 45 件 640,644 ㎡

令和4年度 有料公園施設・有料公園の利用及び収入状況

表8-18

施設名		利用数	使用料
黄 檨 体育館	多目的アリーナ	33,667人	6,250,450円
	コミュニティアリーナ	18,339人	3,920,390円
	トレーニング室	11,485人	3,057,100円
	(うち1回利用)	4,057人	1,655,900円
	その他	7,916人	1,493,640円
計	75,524人	16,342,480円	
黄 檨 公 園 野 球 場		19,827人	3,440,580円
テニス コート	黄 檨 (人 工 芝)	23,962人	7,280,700円
	黄 檨 (全天候ハード)	7,973人	2,013,450円
	東 山 (ク レ ー)	15,999人	1,912,400円
	東 山 (人 工 芝)	18,695人	5,302,850円
黄 檨 弓 道 場		8,479人	1,684,040円
黄 檨 ふ れ あ い 公 園 運 動 場		21,654人	818,460円
黄 檨 プ ー ル		10,548人	2,699,410円
黄 檨 公 園 管 理 事 務 所 分 計			41,494,370円
西宇治 体育館	多目的アリーナ	42,506人	8,783,120円
	コミュニティアリーナ	16,643人	4,202,050円
	トレーニング室	19,291人	4,369,650円
	(うち1回利用)	5,190人	2,173,100円
	その他	15,021人	431,900円
計	98,651人	19,959,820円	
西宇治テニスコート(人工芝)		20,688人	6,203,160円
西 宇 治 プ ー ル		9,565人	2,445,440円
西宇治多目的運動広場		46,950人	1,731,150円
西宇治多目的コート照明施設		1,094人	182,780円
西宇治公園管理事務所分計			30,522,350円
有 料 公 園 施 設 合 計			72,016,720円
宇 治 市 植 物 公 園			
有料入園者		48,586人	16,642,410円
無料入園者		74,955人	
計		123,541人	
駐車台数		20,659台	8,282,300円
施設使用料(レストラン等)			7,518,458円
合 計			32,443,168円
有 料 公 園 ・ 有 料 公 園 施 設 合 計			104,459,888円

(13) 都市景観の形成

平成 20 年 4 月に「悠久の歴史と自然を今に活かしふるさと宇治を誇り伝えん」を基本理念とし、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民とともに、快適でうるおいのある景観づくりをすすめていくために「宇治市景観計画」を策定し、建築物、工作物などの規制誘導を行う事で、良好な景観形成を進めるための取り組みを行っている。

3. 都市整備

(1) 宅地開発等に関する指導

宇治市の宅地開発等の開発事業に関する指導については、昭和 43 年に開発指導要綱を制定し、京都府地球温暖化対策条例施行に伴う平成 19 年の改正まで数度にわたる改正・制定を行ってきた。

その間、宅地開発・集合住宅建設等に対し、無秩序な開発の防止、公共・公益施設整備の適正な指導及び開発に伴う社会的費用の受益者による適正な負担などにおいて一定の成果をあげてきたが、社会環境、情勢の変化に伴い、より上質な居住環境の求めに対応するため、平成 20 年 4 月 1 日に『宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（通称：宇治市まちづくり・景観条例）』を制定し、開発指導にかかる部分を平成 21 年 4 月 1 日から運用している。

また、条例に基づく「宇治市開発事業ガイドライン要綱編・技術基準編、宇治市開発事業にかかる協力寄附金の取扱要綱」を制定し、開発指導にあたっている。

なお、「宇治市開発事業にかかる協力寄附金の取扱要綱」については、令和 4 年度末をもって廃止した。

ア. 条例の要旨（開発関連）

- 近隣住民、周辺住民への周知
- 開発事業の事前協議
- 協定の締結
- 地区まちづくり計画区域における開発事業に関する紛争の調整
- 寄附金の協力
- 罰則規定

イ. 適用範囲

- 宅地開発事業
 - ・ 事業区域面積が 300 m²以上の宅地開発事業
- 中高層建築行為
 - ・ 建築物の高さが 10m 以上の建築物
- 特定用途建築行為
 - ・ 事業区域面積が 300 m²以上の集客施設、工場、事務所、倉庫、病院、神社等
 - ・ 集合住宅、危険物の貯蔵場、葬祭場、学校、福祉施設、墓地等

- 建築行為等を伴わない土地利用の変更及び現況の土地利用を著しく変更する行為
・事業区域面積が300㎡以上の資材置場、自動車駐車場等へ利用を変更する行為
- 地区まちづくり計画が認定されている地区内で行われる開発事業

ウ. 協議内容

- 開発事業者の公共・公益施設整備の協力
- 居住環境保全のための緑化推進、公害対策
- 中高層建築物による電波障害・日照問題対策
- 宅地区画・集合住宅専用面積の基準
- 駐車場・駐輪場の確保
- 埋蔵文化財の保存対策 等

エ. 令和4年度における協定の締結状況（新規協定締結件数）

- | | |
|--------------------|------|
| ・ 宅地開発事業 | 10 件 |
| ・ 特定用途建築行為（集合住宅） | 11 件 |
| ・ 特定用途建築行為（集合住宅以外） | 28 件 |

オ. 令和4年度における「宇治市開発事業にかかる協力寄附金の取扱要綱」適用状況（協力寄附金の件数及び金額）

- | | | |
|--------------------|-----|-----------|
| ・ 宅地開発事業 | 5 件 | 19,219 千円 |
| ・ 特定用途建築行為（集合住宅） | 6 件 | 7,858 千円 |
| ・ 特定用途建築行為（集合住宅以外） | 2 件 | 625 千円 |

(2) 建築物等に関する指導

建築物等を建築しようとする場合、建築基準法の規定により、その計画が建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する法律、政令等に適合するものであることを建築確認申請書を提出して建築主事あるいは指定確認検査機関の確認を受けるとともに、中間検査や完了検査を受ける必要があり、安全で安心な建築物が建てられるよう建築主等に普及、啓発及び指導を行っている。

また、多数の者が利用する建築物を建築しようとする場合、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の規定により、出入口、便所、階段等に必要な措置を講じるよう指導している。

耐震規定を満たしていない既存の建築物で、多数の者が利用する用途の建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により、地震に対する耐震診断及び耐震改修を行うよう指導している。

また、既存の一定規模以上のホテル、旅館等の所有者・管理者に対し、防火・避難上適切な維持管理について定期調査・検査報告書の提出を指導している。

○ 年度別建築確認等申請件数（計画通知を含む。）計変含まず

表 8-19

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
建 築 物	584 件	693 件	615 件	616 件	578 件
昇 降 機 等	21 件	18 件	29 件	26 件	30 件
工 作 物	7 件	11 件	15 件	19 件	21 件
計	612 件	722 件	659 件	661 件	629 件

※指定確認検査機関の確認申請件数を含む（平成 11 年度以降）

○ 定期報告対象建築物報告件数

表 8-20

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
建 築 物	24 件	30 件	48 件	21 件	41 件
建 築 設 備	56 件	60 件	69 件	77 件	81 件
防 火 設 備	32 件	32 件	37 件	40 件	41 件
EV+エスカレーター+小荷物昇降機 (小荷物昇降機は平成 30 年度から)	696 件	715 件	714 件	724 件	725 件

(3) 交通バリアフリー

平成 17 年 7 月に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定し重点整備地区に位置付けた「大久保駅周辺地区」及び「宇治駅周辺地区」について、ワークショップを取り入れながら市民・事業者・行政が協働で「交通バリアフリー基本構想」を策定し、関係事業者が具体的なバリアフリー化事業を実施してきた。

また、平成 27 年 3 月に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を改訂し、新たに木幡・黄檗・伊勢田駅周辺の 3 地区を重点整備地区に位置付け、平成 28 年 3 月に木幡駅周辺地区、平成 29 年 3 月に黄檗駅周辺地区、平成 30 年 3 月に伊勢田駅周辺地区の交通バリアフリー基本構想をそれぞれ策定した。JR 黄檗駅のバリアフリー化工事については令和 3 年度に着手し、令和 7 年度末完成を目標に事業を進めている。今後も各地区の基本構想に基づきバリアフリー化に努める。

(4) 鉄道軌道整備

JR 奈良線の複線化を推進するため、本市を含む 5 市 2 町の自治体で「JR 奈良線複線化促進協議会」を結成し、要望活動や各種の利用促進事業を実施している。

促進協議会の活動成果もあり、平成 24 年度には関係市町、京都府、JR 西日本の共同で JR 奈良線の調査を行い、平成 25 年 8 月には関係市町、京都府、JR 西日本との間で JR 奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する基本協定を締結し第二期事業に着手した。JR 西日本が行っていた関係法令に基づく手続きは完了し、平成 28 年度には地元説明会を実施し、複

線化事業の本体事業は、令和5年3月に開業し現在電気工事等の残工事を実施し令和6年度中の完了を目標としている。また、複線化の関連事業である六地蔵駅の改良についても、複線化の開業と同時に開業し、現在既存駅舎等の撤去をおこない令和5年度中の完成を目標としている。

(5) 宇治の歴史まちづくり

平成21年2月に「宇治の文化的景観」が重要文化的景観に選定、平成21年7月に宇治川太閤堤跡が史跡に指定されたのを契機に、平成21年7月に策定した「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」に基づき、「歴史と文化の風格が漂うお茶のまち・宇治」を目指したまちづくりを進めている。また、平成24年3月に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称 歴史まちづくり法）に基づく宇治市歴史的風致維持向上計画を策定し、令和5年3月には第2期計画の認定を受け、本市の「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」の実現に向けた取り組みのさらなる充実を進めている。

4. 河川・排水路

(1) 河川・排水路の改修整備

都市化の進展に伴う雨水の流出量の増大や近年多発している局地的豪雨に対応した治水対策と合わせ、快適な生活環境の確保を図るため、準用河川・普通河川及び排水路の改修や整備に努めている。

準用河川名木川については、平成19年度から事業化された都市計画道路宇治淀線の整備に併せ、約350mについて改修に取り組み、平成28年度に事業が完了した。

なお、市内を流れる主な河川等は次表のとおりである。

表8-21

種 別		管 理 者	数	延長 (km)
河川法の適用 を受けるもの	一級河川 (指定区間外)	国 土 交 通 大 臣	4	9.65
	一級河川 (指定区間)	京 都 府 知 事	9	28.15
	準 用 河 川	宇 治 市 長	1	1.61
下水道法の適用 を受けるもの	公共下水道 (雨水)	宇 治 市 長	19	25.25
	都 市 下 水 路	宇治市界 城陽市長	1	1.09
そ の 他	普通河川・その他水路	京 都 府 知 事 宇 治 市 長 巨椋池土地改良区	184	113.97

- ※ 1. 延長は宇治市域のみ、概数。 3. その他は流域面積が0.05km²以上のもののみ。
2. 公共下水道は主要な管渠のみ。

(2) 宇治川の治水対策

国は、昭和28年の台風第13号による洪水に鑑み、宇治川の計画高水流量を900m³/sと計画し、天ヶ瀬ダムの建設（昭和39年竣工）や河道改修等の工事を実施した。しかし、その後出水が相次いだことなどから、国は、昭和46年に計画高水流量を1,500m³/sに見直し、護岸整備や引き堤工事を行い、また平成21年3月に淀川水系河川整備計画を策定した。この計画に基づき、国は塔の島地区の宇治川改修事業を平成30年度に完了し、天ヶ瀬ダム再開発事業を令和4年度に完了した。これにより、宇治川の流下能力は1,500m³/sになり、天ヶ瀬ダムの洪水調節時の放流量が1,140m³/sになった。

近年、顕在化している豪雨の激甚化・頻発化や今後の気候変動の影響を考慮し、国は令和3年8月に淀川水系河川整備計画を変更した。今後とも、国に対して、宇治川の更なる治水安全度の向上が図られるよう働きかけていく。

(3) 河川水路等保険

河川や水路の管理瑕疵または不備による事故に備え、昭和55年3月より、損害賠償保険を付保している。

○ 対象河川等	普通河川、水路（法定外水路、都市下水路、市有水路）114km ポンプ場処理場 93,032m ²
○ てん補対象	河川等の管理瑕疵または不備による事故
○ 保 険 料	年間 113,580円（1年間）（令和4年4月）
○ 賠償限度額	・対人 1人 30,000千円 1事故 100,000千円 ・対物 1事故 20,000千円 ・免責 1事故 10千円

5. 雨水流出抑制対策

近年、地球温暖化に伴う気候変動により局地的豪雨が頻発し、市内各地で浸水被害が多発していることから、その対策として小中学校の敷地内に降った雨を一時的にグラウンドに貯留し、下流域への雨水流出量の軽減を図る目的で、市内の小中学校のグラウンドを対象に雨水流出抑制施設の設置に取り組んできた。

令和4年度末までに雨水流出抑制施設設置工事が完成した小中学校は以下のとおり。

表8-22

学校名	集水面積 (m ²)	貯留面積 (m ²)	最大貯留量 (m ³)
伊勢田小学校	10,583	8,100	1,100
西宇治中学校	15,150	11,400	1,200
神明小学校	16,009	5,715	1,080
小倉小学校	8,257	8,080	1,589
南宇治中学校	19,200	12,400	2,658
宇治中学校	21,200	9,400	1,087
西大久保小学校	11,400	8,500	2,100
西小倉小学校	17,378	8,793	2,100

6. 住宅

(1) 市営住宅の維持管理

既設市営住宅の住環境を維持し、適正管理をするため、計画的に維持補修管理を行っている。

(2) 市営住宅の現状

表8-23

(令和5年4月1日現在)

市営住宅名		種別	建設年度	構造	戸数		障害	高齢	備考
木 幡 河 原	D棟	公営	昭和61年度	耐火 (RC) 2階建	10	60			
	1棟	公営	平成12年度	高層耐火 (RC) 6階建	9			(1)	
		改良			21		(3)	(2)	改良住宅等改善事業
	2棟	公営	平成13年度	中層耐火 (RC) 5階建	14			(5)	
改良		6					改良住宅等改善事業		
黄 槩	1棟	公営	平成16年度	高層耐火 (RC) 6階建	35	124			建替 障害者向けグループホーム (1)
	2棟		平成18年度		30				
	3棟		平成20年度		18		(1)		
	4棟				41		(2)	(3)	
五ヶ庄野添	3棟	公営	昭和60年度	中層耐火 (RC) 3階建	12	24	(1)		建替
	4棟				12				
五ヶ庄福角	1棟	公営	昭和58年度	中層耐火 (RC) 3階建	12	36	(1)		建替
	2棟				24				
宇 治 玉 池		公営	昭和52年度	簡易耐火 (PC) 2階建	10	10			
宇 治 東 山		公営	昭和51年度	耐火 (RC) 2階建	6	34			平成5・6年度増築
			昭和52年度		11			平成5・6年度増築	
			昭和61年度		4				
			平成6年度		4				
			平成12年度		9			建替	
神 明 宮 東		公営	昭和55年度	中層耐火 (RC) 3階建	12	36	(1)		建替
			昭和56年度		24		(1)		
神 明 宮 西	1棟	公営	平成9年度	中層耐火 (RC) 3階建	12	54		(1)	建替
	2棟				15				
	3棟		平成10年度		12			(2)	
	4棟				15		(1)		
槇 島 吹 前	5棟	公営	昭和44年度	中層耐火 (RC) 5階建	30	155			うち20戸昭和63・平成元年度増築
	6棟		昭和45年度		30			昭和63・平成元年度増築	
	7棟		昭和46年度		30			昭和66・67年度増築	
	8棟		平成10年度		30			(3)	建替
	9棟		準公営		平成11年度		中層耐火 (PC) 5階建	30	
		5							
小 倉 中 畑		公営	平成7年度	高層耐火 (RC) 6階建 一部4階建	60	60	(1)	(2)	建替
大 久 保 旦 棕		公営	平成3年度	中層耐火 (RC) 4階建 一部3階建	30	30	(2)	(3)	建替
伊 勢 田 ウ ト ロ	1棟	改良	平成28年度	中層耐火 (RC) 5階建	32	40			
		その他			8				
	2棟	改良	令和3年度		3	12			
		その他			9				
改 良 住 宅 計						62	(3)	(2)	
公 営 住 宅 計						591	(17)	(17)	
準 公 営 住 宅 計						5			
そ の 他 住 宅 計						17			
合 計						675	(20)	(19)	

() 内 うち数

障害：障害者世帯優先戸数

高齢：高齢者世帯優先戸数

(3) 高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者の居住の安定の確保を図るため、平成20年度に民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅（1カ所・34戸）の整備に補助を行った。また平成21年度から家賃減額補助を行い、入居者の家賃負担の軽減を図っている。

7. 交通安全対策

(1) 交通事故の発生状況

令和4年中に発生した宇治市内の交通事故は、発生件数202件（対前年比77件減）、死者数0人（対前年比3人減）、負傷者数235人（対前年比98人減）である。

表8-24

年次	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)	人口1,000人当たり 死傷者数(人)	100世帯当たり 発生件数(件)
平成30年	392	2	462	2.5	0.5
令和元年	357	1	415	2.2	0.4
令和2年	283	1	329	1.8	0.3
令和3年	279	3	333	1.8	0.3
令和4年	202	0	235	1.3	0.2

(2) 宇治市交通安全対策協議会

交通安全の諸問題について対策を協議し、安全かつ円滑な道路交通の確保を効果的に推進することを目的に結成された。現在、32の行政機関及び民間団体で構成されている。毎年度開催される宇治市交通安全対策協議会総会で、当年度の交通情勢を踏まえた交通安全対策の方針を策定し実施する。

○ 令和4年度交通安全対策の取組重点

[最重点]

- ・子どもの交通事故防止対策の推進
- ・高齢者の交通事故防止対策の推進
- ・歩行者の交通事故防止対策の推進
- ・自転車の安全利用の推進

[重点]

- ・早めのライト点灯、反射材用品等の着用の推進
- ・飲酒、妨害運転根絶の推進
- ・シートベルト、チャイルドシート着用の推進
- ・二輪車の安全利用の推進
- ・迷惑駐車対策の推進

○ 令和4年度交通安全運動の推進

- ・ 春の全国交通安全運動 4/6 ~ 4/15
- ・ 夏の交通事故防止府民運動 7/21~ 7/30
- ・ 秋の全国交通安全運動 9/21~ 9/30
- ・ 年末の交通事故防止府民運動 12/1~12/10

(3) 交通安全対策会議と交通安全計画

昭和47年に交通安全対策基本法の規定に基づき、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議しその施策の実施を目的に、宇治市交通安全対策会議を設置し、5年に1度、本市の交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱になる交通安全計画を作成してきた。

令和3年度に作成した第11次宇治市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）では、子ども及び高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の促進を重点項目として交通安全対策の推進を図ることとしている。また、令和7年までに年間の交通事故死者数をゼロとするとともに、年間の交通事故重傷者数を45人以下とすることを目標としている。この目標に対し、令和4年の交通事故死者数は0人、交通事故重傷者数は38人であり、目標としている数値を達成した。

(4) 交通指導員

交通指導員制度は、信号や横断歩道が敷設されていなかった昭和45年に、登校時の安全保全のため設置された。役割は通学途中の指定された横断箇所立番し、児童に対して現場指導をするものであり、警察官のように交通整理をする権限はもっていない。現在は市内の小学校22校中20校に、25箇所配置している。

(5) 国際ソロプチミスト宇治奨学資金等

昭和44年から交通遺児の救済対策の一環として実施してきた交通遺児見舞金・激励金支給制度にかわり、昭和61年度から発足したもので、国際ソロプチミスト宇治から受けた寄付金をもとに交通事故により父または母をなくした児童に対し、経済的な援助を行っている。平成28年度は、1件20,000円を支給。平成29年度以降は支給なし。

○ 見舞金

- ・ 父母等のいずれかを失った交通遺児のそれぞれに対し 10,000円
- ・ 父母等を同時に失った交通遺児のそれぞれに対し 20,000円

○ 奨学金

- ・ 小学校等の入学時 10,000円
- ・ 中学校等の入学時 20,000円

○ 激励金

- ・ 中学校等の卒業時 20,000円

(6) 放置自転車対策と自転車等駐車場の整備

駅周辺における放置自転車は全国的にも大きく社会問題化しており、本市においてもその対策や解決については極めて困難な状況となっていた。

こうした状況に対処するため、駅周辺の自転車放置防止対策として、計画的に自転車等駐車場の整備を進めた結果、現在、市内14駅中11駅に16の自転車等駐車場を設置している。あわせて、平成3年4月1日に「宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例」を施行し、駅周辺を放置禁止区域に指定し、区域内の放置自転車を撤去することにより、放置自転車の台数は年々減少し、駅周辺における市民の交通安全、生活環境の保全を図っている。

なお、平成18年度から、自転車等駐車場は指定管理方式により管理運営している。

市営自転車等駐車場設置状況

表8-25

(令和5年3月31日現在)

	名 称	供用開始年月日
1	京阪三室戸駅前自転車等駐車場	S58. 2. 1
2	近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場	R 3. 4. 1
3	JR宇治駅南自転車等駐車場	H元. 4. 1 (H14. 3.20移転)
4	JR木幡駅前自転車等駐車場	H 2. 4. 6
5	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	H 2.12.17
6	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	H 2.12.17
7	JR黄檗駅前自転車等駐車場	H 3. 9. 1
8	JR六地蔵駅前自転車等駐車場	H 4.10.22
9	JR新田駅前自転車等駐車場	H 4.11.24
10	JR六地蔵駅前第2自転車等駐車場	H 5. 9.25
11	京阪木幡駅前自転車等駐車場	H 6. 4.25
12	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	H 7. 5. 1
13	JR黄檗駅前第2自転車等駐車場	H12. 4. 1
14	JR宇治駅北自転車等駐車場	H13. 3. 3
15	JR小倉駅北自転車等駐車場	H13. 3. 3
16	JR小倉駅南自転車等駐車場	H13. 3. 3

自転車等駐車料金

表8-26

(令和5年3月31日現在)

区分	種別	自 転 車		原動機付自転車		自 動 二 輪 車	
		屋根あり (円)	屋根なし (円)	屋根あり (円)	屋根なし (円)	屋根あり (円)	屋根なし (円)
定期	1ヶ月	2,600	2,100	4,000	3,200	4,600	3,700
	3ヶ月	7,400	5,900	11,400	9,100	13,100	10,500
	6ヶ月	14,000	11,200	21,600	17,300	24,800	19,900
一時利用		150円/1日1回		250円/1日1回		300円/1日1回	

令和4年度の「放置自転車撤去・返還状況」は下表の通りとなっている。

放置自転車撤去・返還状況

表8-27

放置禁止区域	撤去台数 (台)	返還台数 (台)	返還率 (%)	禁止区域指定
JR宇治駅北	5	3	60.0	H13. 3. 3~
JR宇治駅南	12	7	58.3	H 3.10. 1~
京阪宇治駅	2	1	50.0	H 8. 3.28~
京阪三室戸駅	1	0	0.0	H 3.10. 1~
JR黄檗駅	5	4	80.0	H 3.10. 1~
京阪黄檗駅	0	0	-	H 3.10. 1~
JR木幡駅	0	0	-	H 3.10. 1~
京阪木幡駅	1	0	0.0	H 6. 5. 2~
JR六地蔵駅	41	24	58.5	H 4.11. 1~
JR新田駅	7	2	28.6	H 4.12. 1~
JR小倉駅北	6	3	50.0	H13. 3. 3~
JR小倉駅南	0	0	-	H13. 3. 3~
近鉄大久保駅	10	6	60.0	H 3.10. 1~
近鉄伊勢田駅	2	0	0.0	H 3.10. 1~
近鉄小倉駅西	23	6	26.1	H 3.10. 1~
近鉄小倉駅東	4	0	0.0	H 7. 5. 1~
小 計	119	56	47.1	
放置禁止区域外	32	3	9.4	
警察引き取り	-	9	-	
合 計	151	68	45.0	

(7) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、高齢者の運転免許証自主返納支援として、令和3年度より対象者に対して、ICOCA 2,000円分（デポジット 500円含む）を交付している。

<対象者（次のいずれにも該当する人）>

- ・有効な運転免許証を自主的に返納（全部取消）した人
- ・自主返納及び申請時点で宇治市に住民登録がある人
- ・自主返納した時点で65歳以上の人
- ・返納した日から起算して1年以内に支援事業の申請をした人

(8) 交通安全教室の実施

市内の小・中・高等学校等及び公私立幼稚園、保育所（園）の生徒・児童等を対象に、交通安全教育の一環として春・秋に分けて京都府宇治警察署の協力を得て交通安全教室を実施し、『交通ルールを守って、交通事故から自分を守る』という意識の高揚を図っている。

(9) 宇治市自動車駐車場

鉄道駅周辺の駐車秩序の確立を目指して、2箇所で自動車駐車場の管理運営を行い、市民の利便性向上を図っている。

平成18年度から指定管理方式により管理運営しているが、近鉄大久保駅前交通広場の整備に伴い、平成22年4月1日から近鉄大久保駅前自動車駐車場に関しては市直営で管理運営し、平成23年3月28日正午に閉鎖した。平成25年4月1日からは指定管理方式により再び供用開始している。

表8-28

名 称	設置年月日	収容台数	利用時間	使用料
JR宇治駅前 自動車駐車場	昭和63年6月1日	13台	24時間	30分間までごとに100円
近鉄大久保駅前 自動車駐車場	平成8年11月18日	29台	24時間	15分間未満の駐車については無料、 15分間以上の駐車については駐車開始 から駐車時間30分間までごとに100円

(10) 地域公共交通活性化事業

平成23年8月、バス事業者からの市内13系統のバス路線廃止に係る申し出を発端に、沿線地域への説明会、乗降調査やアンケートを実施し、それらを踏まえ効率的な路線・ダイヤに変更して、路線バスの実証実験運行を行い、路線バスの利用状況などから存続の可能性を検証した。

また並行して、路線休止となった地域での、路線バスに替わる公共交通手段の確保と、全市的な公共交通利用促進の方法を模索するため、宇治市公共交通活性化委員会を設置し、検討を進め、平成26年3月に住民、交通事業者、市の役割分担により、公共交通を運行する事業

である「宇治市のりあい交通事業」制度を設けた。この制度を活用し、明星町地域では平成27年4月から本格運行を、西小倉地域では平成30年10月から本格運行を実施され（利用者数が少ないことなどから令和元年9月末で運行を休止）、また槇島町地域では、制度の活用に向けて協議を行われてきたが、運行開始には至っていない。

宇治市公共交通活性化委員会については、平成26年11月、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」に移行した。

(11) 高齢者買物移動支援事業

令和3年7月に策定した「宇治市公共交通体系基本計画」に基づき、地域に必要な移動手段を確保するため、地域住民の主体的な取り組みに対して、既存公共交通との整合を図りながら、運営に関する新たな支援策として、令和5年1月から槇島町紫ヶ丘地域において病院が運行する送迎車両を活用し、高齢者の買物支援のための必要最小限の移動手段を確保し、かつ公共交通への移行可能性を検証する実証運行を開始した。

実証運行の結果、1便当たり約0.7人となり、病院送迎車両の運行に支障のない範囲で、高齢者の買物支援に対する地域の需要数に見合った移動手段となる一方、利用者が少数のため、公共交通（有料）への移管は難しい状況となった。引き続き、地域の高齢者の移動手段を確保するため、福祉部局と連携し令和5年8月から、本格運行を開始した。